

イヌワシ保護増殖事業計画

平成 8 年 6 月 1 8 日

環 境 庁
農 林 水 産 省

イヌワシ保護増殖事業計画

環 境 庁
農 林 水 産 省

第 1 事業の目標

イヌワシは、我が国に生息する大型の猛禽類であり、森林生態系における食物連鎖の頂点に位置する。確認されている個体数及び繁殖つがい数は限られているものの、概ね全国的に生息している。しかしながら、近年、生息環境の悪化等による繁殖成功率の低下が指摘されている等、その個体群の安定的な存続が危ぶまれる状況にある。

本事業は、現存する繁殖つがいやその繁殖状況を把握し、必要に応じ、各つがいの繁殖阻害要因の軽減・除去に努め、現存するつがいの繁殖成功率を維持向上させること等により、現存するイヌワシ個体群の規模及び分布の安定的な維持を図り、本種が自然状態で安定的に存続できる状態になることを目標とする。

第 2 事業の区域

全国（主として本種の繁殖地）

第 3 事業の内容

1 生息・繁殖状況等の把握・モニタリング

本種の保護増殖事業を適切かつ効率的に実施していくために、全国的な生息・繁殖状況等とそれらの動向に関して、継続的な調査を行う。また、標識の装着等により個体を識別し、個体の移動、分散等の実態に関する情報の収集、整備を進める。

さらに、孵化率の向上や死亡率の低下を図るためには、死亡要因の把握が重要であることから、上記の調査等を通じて、野外で死亡した個体や孵化しなかった卵が得られた場合には、病性鑑定や環境汚染物質の影響の有無等の調査を行い、知見の収集に努める。

2 繁殖地における環境の把握と維持・改善

上記 1 の調査結果等を踏まえ、繁殖状況の悪いつがい、地域を把握する。その結果を基に、本種の保存上、保護増殖事業実施の必要性の高いつがいについて、さらに、営巣地、主要な狩場等の高利用域、餌動物その他の繁殖に特に重要な事項を調査し、その結果を参考にしつつ、巣の補修、人工巣棚の設置等による営巣環境の改善、整備を行うほか、繁殖地ごとの餌動物の種類の特性及びその生息状況を踏まえ、餌動物が十分に生息できるような環境の整備、人工給餌等の必要な措置を講じるよう努めることにより、繁殖状況の

維持向上を図る。

上記の事業を行うつがい以外でも、営巣環境の改善、整備が必要な場合には、巣の補修、人工巣棚の設置等に努める。

また、本種の繁殖地における土地利用や事業活動の実施に当たっては、営巣地や主要な狩場等本種の生息に必要な環境条件を確保するための配慮が払われるよう努める。

3 卵及び雛の移入

個体群の永続的な維持には、十分な繁殖成功率が安定的に維持されることが必要である。

このため、上記2のみでは、繁殖成功率の低下、繁殖へ寄与する個体数の減少等により地域の個体群の維持が困難と認められた場合には、自然界で淘汰される可能性が極めて高い卵または雛を、繁殖成功率の高いつがいがいから個体数増加が必要な地域の繁殖成功率が低いつがいに移入する。また、必要に応じ飼育下で得られた卵及び雛の活用を検討する。

移入に当たっては、移入に必要な技術の確立に努めるとともに、適切な実施方法を検討する。また、移入前後においては、適切かつ効果的な移入を行うため、移入元と移入先の各つがいの繁殖状況の継続的なモニタリングを行う。

4 飼育下での繁殖

本種の個体数は元来限られている上に、繁殖成功率も低下してきていることから、繁殖地における保護対策の強化と併せて、傷病鳥等のうち野外への復帰が不可能な個体を活用し、適切な施設において飼育、繁殖を行い、繁殖技術の確立に努めるとともに、飼育下での個体の集団の維持を図る。さらに、飼育下で得られた卵及び雛の一部は、3の卵及び雛の移入での活用を検討する。

5 その他

(1) 繁殖地における監視

繁殖地の状況を踏まえ、必要に応じ、密猟や営巣地への不用意な接近等を監視し、本種の生息、繁殖へ悪影響を及ぼす行為を必要最小限とするように努める。

(2) 普及啓発の推進

本種の保護増殖事業を実効あるものとするためには、関係地域の住民や関係機関を始め、広く国民の理解と協力が不可欠である。このため、本種の繁殖状況、保護の必要性及び本事業の実施状況等についての普及啓発を推進するとともに、地域の適切な保護活動の展開が図られるよう努める。

(3) 効果的な事業の推進のための連携の確保

本事業の実施に当たっては、国、地方公共団体、本種の生態等に関する研究者、本種の繁殖地及びその周辺地域の住民等の関係者間の連携を図り、効果的に事業が推進されるよう努める。